

委託先決定基準の審査基準について

1 訓練の実績

指定期間に開始した訓練における実績が、企画提案と同一施設かつ同一分野の雇用セーフティネット対策訓練で受講生を受け入れ又は就職させた実績である場合は以下により加点する。

評価事項	審査基準
受講者確保の実績 【最大 10 点】	①指定期間の入校実績について、次の計算式で加点する。 【入校者合計 / 定員数合計 × 100 × 10% = 加点※】 ※加点の小数点以下は切り上げる。 ②介護・医療・福祉分野は一律 10 点加点する。 ③指定期間に同一コース区分かつ同一訓練分野での雇用セーフティネット対策訓練を実施していない場合は、一律 5 点加点する。
就職率の実績 【最大 25 点】	知識等習得コース（3 か月又は 4 か月コース） ①就職実績について、企画提案と同一コース区分の実績である場合は、次の計算式で加点する。 【就職支援経費対象実績点※₁ 合計 / 開講回数 × 10 = 加点※₂】 ※ 1 就職支援経費対象実績点（指定期間に開始した訓練の就職支援経費の支払いが全額の場合は 2 点、半額の場合は 1 点とする） ※ 2 加点の小数点以下は切り上げる。 ただし、指定期間に同一コース区分かつ同一訓練分野での雇用セーフティネット対策訓練を実施していない場合は 0 点※₃を加点する。 ※ 3 2025 年度に申請先の高等技術専門校へ企画提案を提出した事業者全てにおける①の計算式による加点の平均点とする。 ②指定期間において、就職支援経費就職率が 35%を一度も下回らなかった場合は 5 点加点する。 ※ ①の実績がない場合は加点しない。
	知識等習得コース（オンラインコース） 定住外国人向け職業訓練コース 建設人材育成コース 日本版デュアルシステム対応型訓練
	①就職実績について、企画提案と同一コース区分の実績である場合は、次の計算式で加点する。 【就職率実績点※₁ 合計 / 開講回数 × 10 = 加点※₂】 ※ 1 就職率実績点（指定期間に開始した訓練の就職率が 80%以上の場合は 2 点、60%以上の場合は 1 点とする） ※ 2 加点の小数点以下は切り上げる。 ただし、指定期間に同一コース区分かつ同一訓練分野での雇用セーフティネット対策訓練を実施していない場合は 0 点※₃を加点する。 ※ 3 2025 年度に申請先の高等技術専門校へ企画提案を提出した事業者全てにおける①の計算式による加点の平均点とする。 ②指定期間内において、就職率が 35%を一度も下回らなかった場合は 5 点加点する。 ※ ①の実績がない場合は加点しない。

2 訓練実施施設

評価事項	審査基準
訓練実施施設の状況 【最大 12 点】	次の項目に該当する場合は、1 項目ごとに 2 点加点する。 ①訓練実施施設が公共交通機関から 800m 以内にある。 ②受講生が常に使用可能な休憩室がある（訓練を行う教室とは別であること）。 ③訓練時間外の自習室がある（時間外に 1 時間以上使用可）。 ④使用する全教室と同一フロアに男女別トイレがある。 ⑤上記男子トイレに 2 つ以上、女子トイレに 3 つ以上の個室を備えている。 ⑥教室等の面積が定員の 1.2 倍以上の余裕を持つ。

3 運営体制

評価事項	審査基準
運営体制の状況 【最大 15 点】	①常駐（訓練実施日数のうち 75% 以上）の訓練事務担当者が 2 名以上の場合に 10 点加点する。 ※訓練事務担当が担任講師と兼務をしている場合は、兼務をせず訓練事務に専従する訓練事務担当者が 2 名以上の場合に加点する。 ②提案者が令和 8 年度の申請により職業訓練サービスガイドライン適合事業所の認定を得ている場合には、認定段階に応じて以下のとおり加点する。 ・ゴールド：5 点加点 ・シルバー：4 点加点 ・ブロンズ：3 点加点 また、令和 8 年度の申請をしておらず、令和 7 年度以前の申請により職業訓練サービスガイドライン適合事業所の認定を得ている場合若しくは ISO29993 を取得している場合に 5 点加点する。（ISO29990 の有効期間が残っている場合は、ISO29993 を取得している場合と同じく 5 点加点する。）

4 就職支援

評価事項	審査基準
質の高いコンサルティングの実施能力 【最大 10 点】	国家資格であるキャリアコンサルタント、国家技能検定の合格者であるキャリアコンサルティング技能士（1 級又は 2 級）又は職業能力開発促進法第 28 条第 1 項に規定する職業訓練指導員免許を保有する自社社員が、職業相談又はキャリアコンサルティングを実施する場合に 10 点加点する。

5 受講生負担額

評価事項	審査基準
受講生負担額の軽減 【最大 5 点】	次の計算式で加点する。 $\left(\frac{\text{受講生負担額}}{\text{上限額※}} \right) = \text{軽減による評価点}$ ※小数第 3 位を四捨五入。 0.95 < 評価点 加点なし 0.9 < 評価点 ≤ 0.95 1 点加点 0.85 < 評価点 ≤ 0.9 2 点加点 0.8 < 評価点 ≤ 0.85 3 点加点 評価点 ≤ 0.8 5 点加点

○ コース別受講生負担額早見表（価格はいずれも税込）

コース名	訓練 月数	軽減割合				
		上限額	0.95	0.9	0.85	0.8
知識（3 か月）	3 か月	20,000 円	19,000 円	18,000 円	17,000 円	16,000 円
知識（オンライン） ※1	3 か月	20,000 円	19,000 円	18,000 円	17,000 円	16,000 円
知識（4 か月）	4 か月	25,000 円	23,750 円	22,500 円	21,250 円	20,000 円
定住外国人向け コース	3 か月	20,000 円	19,000 円	18,000 円	17,000 円	16,000 円
建設人材コース	3 か月	20,000 円	19,000 円	18,000 円	17,000 円	16,000 円
デュアル	6 か月	35,000 円	33,250 円	31,500 円	29,750 円	28,000 円

※1. ソフトウェア購入費用は除く

6 訓練実現性

評価事項	審査基準
最少開講人数 【最大 10 点】	受講希望者配慮の観点から最少開講人数により、35%未満の場合は 5 点、25%未満場合は 10 点加点する。（仕様により 50%未満は必須） ※具体的な点数は次のとおり ・〈定員 18 人～20 人〉 6 人以下：5 点、4 人以下：10 点 ・〈定員 17 人〉 5 人以下：5 点、4 人以下：10 点 ・〈定員 15 人～16 人〉 5 人以下：5 点、3 人以下：10 点 ・〈定員 13 人～14 人〉 4 人以下：5 点、3 人以下：10 点 ・〈定員 12 人〉 4 人以下：5 点、2 人以下：10 点 ・〈定員 11 人～10 人〉 3 人以下：5 点、2 人以下：10 点

7 社会的取組

評価事項	審査基準
環境に配慮した事業活動【最大1点】	(1) 下記①から④のいずれかの認証を受けている場合に 0.25 点加点する。 ①ISO14001 ②エコアクション 21 ③K E S ④エコステージの環境マネジメントシステム (2) 自動車エコ事業所の認定を受けている場合に 0.25 点加点する。 (3) あいち生物多様性企業の認証を受けている場合に 0.5 点加点する。
障害者等への就業支援【最大2点】	(1) 障害者法定雇用率の報告義務の有無 有：障害者法定雇用率を達成している場合に 1 点加点する。 無：一律 1 点加点する。 (2) 協力雇用主の登録を受け、保護観察対象者等（同一人物）を継続して 3 か月以上雇用している場合に 0.5 点加点する。 ※協力雇用主の登録のみ受けている場合は 0.25 点加点する（(2) における加点は最大で 0.5 点）。 (3) 障害者就労施設等からの調達実績（当該年度又は前年度）がある場合に 0.5 点加点する。
男女共同参画社会の形成【最大1点】	次の項目に該当する場合は、1 項目ごとに 0.5 点加点する。 ①あいち女性輝きカンパニーの認証を受けている。 ※女性の活躍促進宣言の提出にのみ該当する場合は 0.25 点加点する（①における加点は最大で 0.5 点）。 ②えるぼし認定若しくはプラチナえるぼし認定を受けている。
仕事と生活の調和【最大3点】	次の項目に該当する場合は、1 項目ごとに加点する。 ①愛知県「休み方改革」イニシアチブ賛同企業に登録されている場合に 0.5 点加点する。 ②愛知県「休み方改革」イニシアチブ賛同企業への登録に加えて、項目のうち、「自社だけでなく、取引先とも一緒になって休み方改革を推進」に登録されている場合に 0.5 点加点する。 ③愛知県「休み方改革」イニシアチブ賛同企業への登録に加えて、愛知県休み方改革マイスター企業の認定を受けている場合に 0.5 点加点する。 ④愛知県ファミリー・フレンドリー企業に登録している場合に 0.5 点加点する。 ⑤あいちっこ家庭教育応援企業賛同書を提出している場合に 0.5 点加点する。 ⑥くるみん認定、トライくるみん認定若しくはプラチナくるみん認定を受けている場合に 0.5 点加点する。

その他 【最大 1 点】	次の項目に該当する場合は、1 項目ごとに加点する。 ① あいちエコモビリティライフ推進協議会に加入し、エコ通勤優良事業所の認証を受けている場合は 0.25 点加点する。 ② 愛知県安全なまちづくり・交通安全パートナーシップ企業の登録を受け、活動報告書を提出している場合は 0.25 点加点する。 ③ 愛知県健康経営推進企業の登録を受けている場合は 0.25 点加点する。 ④ パートナーシップ構築宣言を公表している場合は 0.25 点加点する。
-----------------	---

8 コース別評価事項

(1) 知識等習得コース(オンラインコースを除く。)

評価事項	審査基準
託児サービス【5 点】	託児に関する基準を満たした託児サービスを付加する場合に 5 点加点する。

(2) 知識等習得コース(オンラインコース)

評価事項	審査基準
録画配信【5 点】	オンラインで行った訓練の録画を、訓練期間中いつでも受講生が視聴できる場合に 5 点加点する。

(3) 定住外国人向け職業訓練コース

評価事項	審査基準
外国語による指導 【最大 5 点】	次の項目に該当する場合は、1 項目ごとに加点する。(最大加点 5 点まで) ① 外国語でも指導できる講師、通訳が対応する日本語以外の言語【1 言語】につき 1 点加点する。 ② 日本語講師(有資格者に限る)の配置がある場合に 2 点加点する。

(4) 建設人材育成コース

評価事項	審査基準
訓練内容の先進性【5 点】	「ドローン運転」の内容を組み込んだ訓練の場合に 5 点加点する。

(5) 日本版デュアルシステム対応型訓練

評価事項	審査基準
実習先の充実【5 点】	「1. 訓練の実績」における指定期間を実施した訓練において、外部委託した実習先の数の合計を受講生数の合計で除した数が 0.5 以上の場合に 5 点加点する。

9 価格評価

評価事項	審査基準
価格評価【最大 5 点】	下表 1 又は表 2 により加点する。

表 1

国上限額 価格評点	52,800【オンライン】	56,000【知識】	66,000【デュアル】
0	52,300 < 見積額 ≤ 52,800	55,500 < 見積額 ≤ 56,000	65,500 < 見積額 ≤ 66,000
0.5	51,800 < 見積額 ≤ 52,300	55,000 < 見積額 ≤ 55,500	65,000 < 見積額 ≤ 65,500
1	51,300 < 見積額 ≤ 51,800	54,500 < 見積額 ≤ 55,000	64,500 < 見積額 ≤ 65,000
1.5	50,800 < 見積額 ≤ 51,300	54,000 < 見積額 ≤ 54,500	64,000 < 見積額 ≤ 64,500
2	50,300 < 見積額 ≤ 50,800	53,500 < 見積額 ≤ 54,000	63,500 < 見積額 ≤ 64,000
2.5	49,800 < 見積額 ≤ 50,300	53,000 < 見積額 ≤ 53,500	63,000 < 見積額 ≤ 63,500
3	49,300 < 見積額 ≤ 49,800	52,500 < 見積額 ≤ 53,000	62,500 < 見積額 ≤ 63,000
3.5	48,800 < 見積額 ≤ 49,300	52,000 < 見積額 ≤ 52,500	62,000 < 見積額 ≤ 62,500
4	48,300 < 見積額 ≤ 48,800	51,500 < 見積額 ≤ 52,000	61,500 < 見積額 ≤ 62,000
4.5	47,800 < 見積額 ≤ 48,300	51,000 < 見積額 ≤ 51,500	61,000 < 見積額 ≤ 61,500
5	見積額 ≤ 47,800	見積額 ≤ 51,000	見積額 ≤ 61,000

表 2

国上限額 価格評点	96,000【定外】	106,000【建設】
0	95,500 < 見積額 ≤ 96,000	105,500 < 見積額 ≤ 106,000
0.5	95,000 < 見積額 ≤ 95,500	105,000 < 見積額 ≤ 105,500
1	94,500 < 見積額 ≤ 95,000	104,500 < 見積額 ≤ 105,000
1.5	94,000 < 見積額 ≤ 94,500	104,000 < 見積額 ≤ 104,500
2	93,500 < 見積額 ≤ 94,000	103,500 < 見積額 ≤ 104,000
2.5	93,000 < 見積額 ≤ 93,500	103,000 < 見積額 ≤ 103,500
3	92,500 < 見積額 ≤ 93,000	102,500 < 見積額 ≤ 103,000
3.5	92,000 < 見積額 ≤ 92,500	102,000 < 見積額 ≤ 102,500
4	91,500 < 見積額 ≤ 92,000	101,500 < 見積額 ≤ 102,000
4.5	91,000 < 見積額 ≤ 91,500	101,000 < 見積額 ≤ 101,500
5	見積額 ≤ 91,000	見積額 ≤ 101,000